



# 熊本県公報

号外 第27号  
令和6年(2024年)  
4月1日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 収納の事務の委託を受けた者に納めることができる県税に係る徴収金のうち知事が別に定めるもの…………… (税務課) 1

### 告 示

#### 熊本県告示第427号の3

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第6条第2項の規定に基づき、県税その他徴収金のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により収納に関する事務の委託を受けた者に納めることができるものを次のとおり定め、令和6年(2024年)4月1日から適用する。

平成26年(2014年)10月14日熊本県告示第983号の2(収納の事務の委託を受けた者に納めることができる個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金のうち知事が別に定めるもの)は、廃止する。

令和6年(2024年)4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

県税その他の徴収金のうち、県が発行する納付書、納入書又は納税通知書1枚当たりの納付すべき金額が30万円を超えないもので、かつ、領収済通知書欄のバーコードが印字されているものとする。